

令和 6 年 9 月市議会定例会

財務部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

1	令和 6 年 9 月補正 歳出予算（案）総括表	1 頁
2	財政調整基金の積立について	2 頁
3	減債基金の積立について	3 頁
4	井水給水ポンプ更新業務について	4 頁

【報告案件】

5	健全化判断比率及び資金不足比率報告について	5 頁
---	-----------------------	-----

1 令和6年9月補正 歳出予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
財務部 合計		31,660,857	1,703,000	33,363,857
(款2) 総務費		2,989,589	1,703,000	4,692,589
	(項1) 総務管理費	1,184,775	1,703,000	2,887,775
	(項3) 徴税費	1,804,814	0	1,804,814
(款4) 衛生費		1,698,558	0	1,698,558
	(項1) 保健衛生費	1,607,516	0	1,607,516
	(項2) 環境衛生費	91,042	0	91,042
(款8) 土木費		5,609,769	0	5,609,769
	(項5) 都市計画費	5,609,769	0	5,609,769
(款12) 公債費		21,262,941	0	21,262,941
	(項1) 公債費	21,262,941	0	21,262,941
(款13) 予備費		100,000	0	100,000
	(項1) 予備費	100,000	0	100,000

【財政調整基金費】

2 財政調整基金の積立について

[財政課]

(1) 補正額 500,000千円

〔 財源内訳 一般財源 500,000千円 〕

(2) 補正の目的

地方財政法の規定に基づき、令和5年度の一般会計決算剰余金のうち、500,000千円を財政調整基金に積み立てる。

(3) 財政調整基金の状況

(単位：千円)

令和5年度 末現在高	令和6年度			
	現計予算 積立額	現計予算 取崩額	9月補正 積立額	年度末 現在高見込
A	B	C	D	A+B-C+D
11,056,959	5,326	1,021,296	500,000	10,540,989

【減債基金費】

3 減債基金の積立について

[財政課]

(1) 補正額 1, 200, 000 千円

〔 財源内訳 一般財源 1, 200, 000 千円 〕

(2) 補正の目的

地方財政法の規定に基づき、令和5年度の一般会計決算剰余金のうち、1, 200, 000 千円を減債基金に積み立てる。

(3) 減債基金の状況

(単位：千円)

令和5年度 末現在高	令和6年度			
	現計予算 積立額	現計予算 取崩額	9月補正 積立額	年度末 現在高見込
A	B	C	D	A+B-C+D
9,170,446	67,356	1,280,000	1,244,508	9,202,310

※ Dの内訳 当課分 1,200,000 千円
企業立地課分 44,508 千円

【庁舎維持管理費】

4 井水給水ポンプ更新業務について

[管財課]

(1) 補正額 3, 0 0 0 千円

財源内訳 一般財源 3, 0 0 0 千円

(2) 事業目的

空調設備等に井戸水を供給するためのポンプに不具合が生じており、空調設備が停止するおそれがあることから機器を更新する。

(3) 事業内容

井水給水ポンプユニットの更新

【更新予定機器】



5 健全化判断比率及び資金不足比率について

[財政課]

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に、それまでの地方財政再建促進特別措置法による財政再建制度に代わるものとして制定されました。

この法律では、地方公共団体に、毎年度、「実質赤字比率」等、4つの健全化判断比率及び資金不足比率を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表することを義務付けています。

また、この健全化判断比率が「早期健全化基準」以上である場合は「財政健全化計画」の策定を、「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」の策定を義務付ける等の措置を定めるとともに、資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合は「経営健全化計画」の策定を義務付ける等の措置を定めています。

◎ 富山市の早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準 (単位：％)

区分	健全化判断比率				資金不足 比 率
	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

※ 地方財政法の規定に基づき、実質公債費比率が「18.0%」以上となった場合、地方債発行の際に「協議制」から「許可制」に移行する。

(2) 健全化判断比率・資金不足比率算定における会計区分

会計区分				会計名		比率の対象範囲				
富 山 市	一般会計等	一般会計		一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		一般会計等に属する特別会計		公債管理特別会計						
				母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
				まちなか診療所事業特別会計						
				牛岳温泉健康センター事業特別会計						
				軌道整備事業特別会計						
		賃貸住宅・店舗事業特別会計								
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		駐車場事業特別会計						
				後期高齢者医療事業特別会計						
				介護保険事業特別会計						
				国民健康保険事業特別会計						
				競輪事業特別会計						
	公営企業会計	公営企業に係る特別会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用企業	水道事業会計						
				工業用水道事業会計						
				公共下水道事業会計						
				病院事業会計						
			法非適用企業	企業団地造成事業特別会計						
				牛岳温泉スキー場事業特別会計						
				農業集落排水事業特別会計						
				公設地方卸売市場事業特別会計						
一部事務組合										
土地開発公社等										

(3) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額である実質赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものであり、赤字の程度を表す指標です。

本市の令和5年度決算では、一般会計等において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に、公営事業会計の実質赤字額を加えた額を、標準財政規模で除したものであり、当該自治体全体の赤字の程度を表す指標です。

本市の令和5年度決算では、全会計において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

ウ 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（公営企業債元利償還に係る繰出金、一部事務組合等の起債の元利償還に係る補助金・負担金等）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値で、公債費に係る財政負担の程度を表す指標です。

本市の令和5年度決算における実質公債費比率は、「8.8%」となっており、早期健全化基準である「25.0%」を下回っています。

エ 将来負担比率

一般会計等が負担することになっている地方債残高や退職手当負担見込額、PFI事業に基づく建設事業費などの支払予定額等の将来負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもので、ストックベースでの財政負担の程度を表す指標です。

本市の令和5年度決算における将来負担比率は、「84.2%」となっており、早期健全化基準である「350.0%」を下回っています。

(4) 資金不足比率

一般会計等の実質赤字に当たる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の程度を表す指標です。

本市の令和5年度決算における資金不足比率については、対象となる8会計のうち、資金不足額が発生している会計はありませんので、この指標は該当しません。

(5) 令和4年度との比較

区分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
令和5年度	—	—	8.8	84.2	— (いずれの会計も該当せず)
令和4年度	—	—	8.0	94.9	— (いずれの会計も該当せず)
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	20.0（経営健全化基準）